

各 府 省 庁 提 出 資 料

○	内	閣	官	房	資	料
○	内	閣	府	庁	資	料
○	消	費	者		資	料
○	復	興	庁		資	料
○	法	務	省		資	料
○	外	務	省		資	料
○	文	部	学	省	資	料
○	厚	生	働	省	資	料
○	農	林	産	省	資	料
○	国	土	通	省	資	料
○	環	境	省		資	料
○	防	衛	省		資	料

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 **5. 5千万円**【新たな成長推進枠】
（新規）

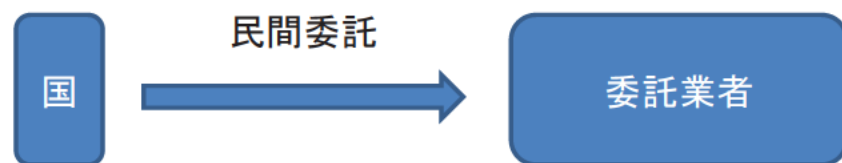
事業概要・目的

○経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）において示された「孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進すること」を目的として、令和4年度に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、我が国における孤独・孤立の実態を概括的に把握するとともに、各府省における孤独・孤立対策に係るPDCAの取組のベンチマークとなる結果を提供することとしています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人（全国調査）及びNPO団体（アンケート）に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 調査結果を把握・分析することにより、我が国における孤独・孤立の実態を概括的に把握します。
- 全国調査の結果をベンチマークとして各府省に提供することで、各府省における孤独・孤立対策に係るEBPMやPDCAサイクルの実行に寄与します。

孤独・孤立対策用ホームページの改修（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 2. 2千万円【新たな成長推進枠】
（新規）

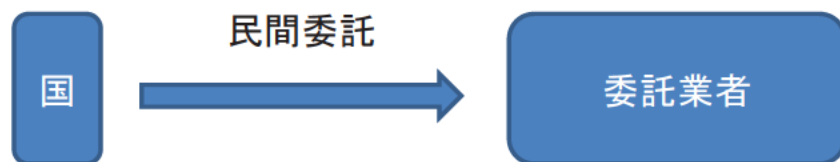
事業概要・目的

○ 孤独・孤立対策については、より決め細やかな対応や情報発信の在り方が求められていることから、チャットボットを搭載するなど独自のホームページを令和3年8月に構築しており、令和4年度は自治体との連携強化などにより機能を強化し、これまで以上に孤独・孤立に苦しむ人々に十分な情報を提供できるホームページを構築します。

事業イメージ・具体例

- 孤独・孤立対策用ホームページ改修・・・22百万円
 - ・自治体とホームページ接続
 - ・マイナポータルとの接続

資金の流れ



期待される効果

- ホームページを改修することにより利便性の向上を図るとともに、孤独・孤立に苦しむ人々に、より多くの情報を的確に提供します。

NPO法人等の連携に係る調査（孤独・孤立対策担当室）

4年度概算要求額 **5. 3千万円**【新たな成長推進枠】
（新規）

事業概要・目的

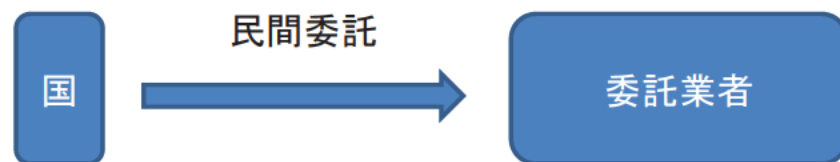
○ 孤独・孤立対策を「誰一人とりこぼさない」よう進めるためには、支援を行っている行政、団体、NPO法人等が連携して取り組むことが重要です。

このため、全国や各地域において、NPO法人等の連携強化に向けた検討を行います。

事業イメージ・具体例

- 調査 NPO法人等支援団体の把握
- 会合（シンポジウム等）
NPO法人等がつながることのできる環境づくり
- 場所・回数 それぞれ異なる地域で3～4回実施
- 成果物 報告書の提出
 - ・NPO法人等の連携状況
 - ・今後の見通し、対策等

資金の流れ



期待される効果

- NPO法人等の連携実施状況を把握し、これまで個別活動であったNPO法人等をまとめることにより、地域の活性化に寄与します。

子供・若者の現状・課題に関する調査研究（内閣府政策統括官（政策調整担当））

令和4年度概算要求額 0.6億円【新たな成長推進枠】（新規）

事業概要・目的

【目的】

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）等を踏まえ、子供・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体における施策や、家庭・学校・地域・職域等における支援の改善・充実に資する。

【事業の概要】

基幹調査

①子供・若者総合調査

（令和4年度より3年に1度実施）

子供や若者が置かれている現状、その意識及び行動の実態を総合的に把握

②子供・若者国際比較調査

（昭和47年度より5年に1度実施。次回は令和5年度）
諸外国の子供・若者との比較により、我が国の子供・若者の意識の特徴や課題等を把握

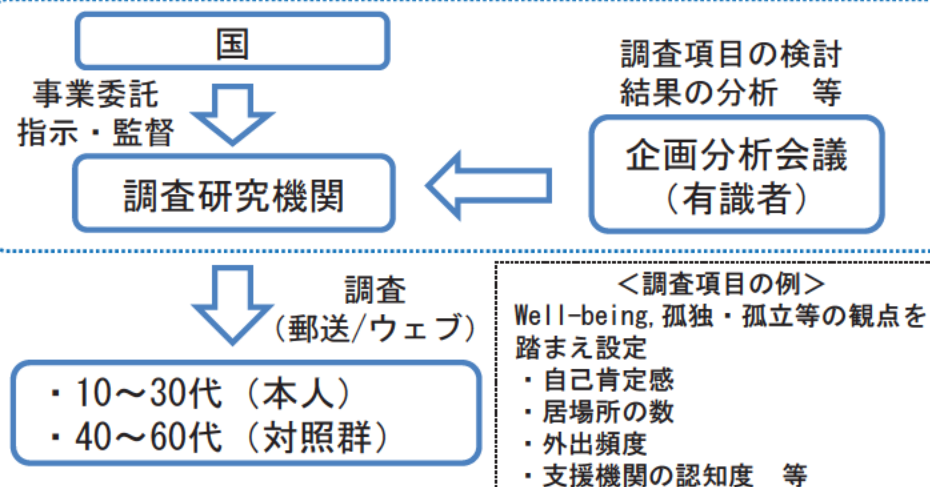
テーマ調査

子供・若者を取り巻く状況の変化（感染症、災害、経済不況等）も踏まえてテーマを設定し、毎年実施

事業イメージ・具体例

令和4年度実施事業

○基幹調査（子供・若者総合調査）



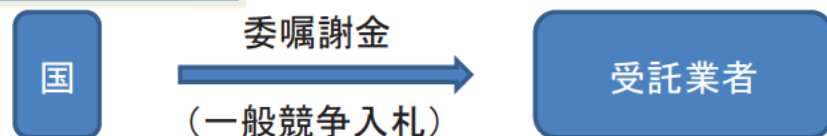
○テーマ調査

有識者会議からの意見等を踏まえて時宜をとらえたテーマを設定し、ウェブ調査方式による意識調査等を実施。

事業により期待される効果

- 子供・若者の現状と課題に即した施策の企画・立案がエビデンスベースで推進されます。
- ひきこもり支援など、現状施策の再点検及び改善・充実が図られます。
- 子供・若者の現状と課題に関する理解が社会全体で深まり、社会総掛かりでの支援が促進されます。

資金の流れ



「地域子供の未来応援交付金」の拡充（つながりの場づくり緊急支援）

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。

内閣府

地方自治体

既存の支援事業

緊急支援事業

実態調査・計画策定

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額（補助対象事業費の上限）：300万円（①②の合計）

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画策定が努力義務化

子供等支援事業

- ・補助率：1／2
- ・補助基準額：最高1,500万円（①②の合計）、最高300万円（③）

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援
- ・子供の居場所づくり事業 等

②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率：**3／4**
- ・補助基準額：**委託団体当たり125万円**

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などをNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業（委託費が総事業費の8割以上の場合に限る。）

- ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など子供等を行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

※自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めた場合も補助対象になる。

〔※自治体からNPO等への補助事業についても交付対象とするよう制度の拡充を令和4年度概算要求中。〕

DV相談プラス事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額

3. 7億円【うち新たな成長推進枠 3. 7億円】
（新規）

事業概要・目的

- 新型コロナウイルス問題の長期化は、生活不安やストレス等の要因となり、配偶者による暴力（DV）等の被害の増加・深刻化の懸念が続いています。
- こうした懸念に対応するには、つながりやすい相談窓口の整備と、その後の支援の強化が必要です。
- 令和2年4月から開始した「DV相談プラス」は、被害者に対して、24時間対応の電話相談、SNS・メール相談等の相談支援に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急保護等の支援を総合的に提供しています。
- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、DV相談プラスの相談対応体制の更なる充実に取り組むこととされています。
- 相談支援体制の強化・充実により、DV被害者等の安全・安心を確保します。

事業イメージ・具体例

○「DV相談プラス」の体制強化・効率化

<現在の取組内容>

- （１）24時間対応の電話相談業務
- （２）SNS・メール相談業務
- （３）外国語でのSNS相談
- （４）WEB面談
- （５）同行支援
- （６）緊急的な被害者保護のための宿泊施設の提供
- （７）相談員の研修
- （８）相談の改善のための評価・分析

<複雑化・深刻化したDV被害者への対応強化>

- ・コーディネーターの増
- ・同行支援員の増

<相談の対応力向上、効率化>

- ・研修の充実
- ・システム整備

資金の流れ



期待される効果

DVの相談体制の強化・充実を図ることにより、新型コロナウイルス問題等に起因するDV被害者が、相談につながりやすい体制が整備されるとともに、相談につながった被害者への適切な対応が可能となります。

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額 **5. 8億円**【うち新たな成長推進枠 3. 6億円】
（3年度予算額 2. 5億円）

事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織です。
- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図ることとされています。
- また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、本交付金を拡充し、ワンストップ支援センターの安定的な運営、相談員の処遇改善を図ることとされています。
- そのため、本交付金により、地方公共団体の取組を支援することで、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ります。

事業イメージ・具体例

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（性犯罪・性暴力被害者支援事業）

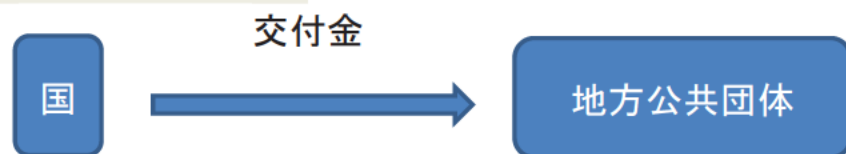
〔交付対象〕

- ワンストップ支援センターの運営に関する経費
支援員の人件費、支援員及び医療関係者を対象とする研修、関係機関等との連携会議、広報啓発、法的支援、24時間対応に要する経費、拠点となる病院の整備に要する経費、先進的な取組に要する経費 等
- 医療費等の公費負担に要する経費
やむを得ない事情により警察に相談できない者に係る医療費、カウンセリング費用、証拠採取費用 等

〔交付率〕

地方公共団体が要した対象経費の2分の1（医療費は3分の1）

資金の流れ



期待される効果

- 性犯罪・性暴力被害者支援の取組を強化し、地方公共団体におけるワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図ることにより、被害者が安心して相談や支援等を受けられる体制が整備されます。

性暴力被害者等相談体制整備事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額 **3.3億円** 【うち新たな成長推進枠 3.3億円】
（3年度予算額 0.04億円）

事業概要・目的

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、令和2年10月から運用を開始した、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通の短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置や、SNS等の多様なコミュニケーションツールを活用した相談体制の整備を図ることとされています。
- また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においては、これらの取組とともに、全国共通短縮番号の令和4年度の通話料無料化を検討することとされています。
- そのため、性犯罪・性暴力被害者が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、コールセンターの運営や、SNS相談事業の継続及び全国共通短縮番号の運営・通話料の無料化を図ります。

事業イメージ・具体例

- コールセンターの運営
令和3年10月に設置予定である、最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応するコールセンターについて、令和4年度も引き続き運営し、夜間休日の相談に対応します。
- SNS相談事業の実施
多様な相談体制の提供として、引き続き、SNS等を活用した相談事業を実施します。
- 全国共通の短縮番号（#8891）の周知、無料化
全国共通短縮番号（#8891）について、相談者の利便性向上のため、通話料の無料化を図ります。また、広報用携帯カード等を作成し、周知を図ります。

資金の流れ



期待される効果

- 性犯罪・性暴力の被害に悩んでいる方が相談しやすい環境の整備を進めることにより、速やかな支援につながり、性暴力被害の顕在化を進めます。

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課）

4年度概算要求額

3. 8億円【うち新たな成長推進枠 1. 7億円】
（3年度予算額 2. 4億円）

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える者に対する支援の実施については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っています。
- また、新型コロナウイルスの問題に伴い、DVの増加や深刻化が懸念される中、被害者支援において、民間シェルターが果たす役割はさらに重要になっていますが、財政面、人的基盤等は厳しい状況にあります。
- このような団体に対する支援の在り方については、平成31年2月に立ち上げられた「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」においての議論も踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、民間シェルター等の先進的取組を促進することとされています。
- このため、令和3年度事業実績も踏まえ、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①受け入れ体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）についてパイロット事業を実施し、さらなるノウハウの蓄積、効果検証、課題の把握等を実施します。

事業イメージ・具体例

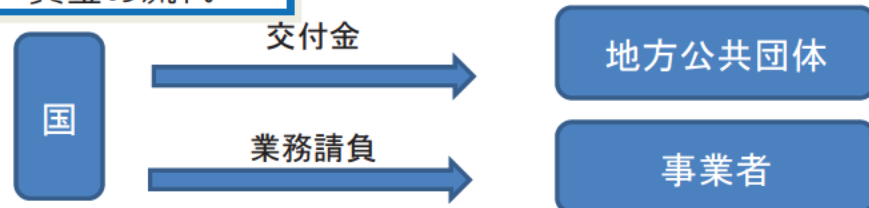
- 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金
（配偶者暴力被害者等支援調査研究に係るもの）
- パイロット事業
 - ・交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区を含む）
 - ・対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費
 - ①受け入れ体制整備に要する経費
（メール・SNS等を活用した相談のための人件費・システム整備費、若年被害女性等に対する相談窓口の開設に係る人件費）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費
（多様で複雑な問題を抱える被害者等に対して、専門的な支援を行う専門職の人件費（弁護士、保育士、心理士等）、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に係る人件費）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費
（被害者等の自立に向けたステップハウスでの生活支援に係る人件費、退所者への同行支援等のアウトリーチ活動に係る人件費 等）
 - ・交付率：国10/10
 - ・その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

○パイロット事業の効果検証及び事例調査

期待される効果

- 民間シェルター等における被害者保護等のための取組の促進を通じて、民間シェルター等の基盤強化と対応力の向上を図ることにより、DV被害者等への支援の充実、更には、セーフティネット機能の強化につながります。

資金の流れ

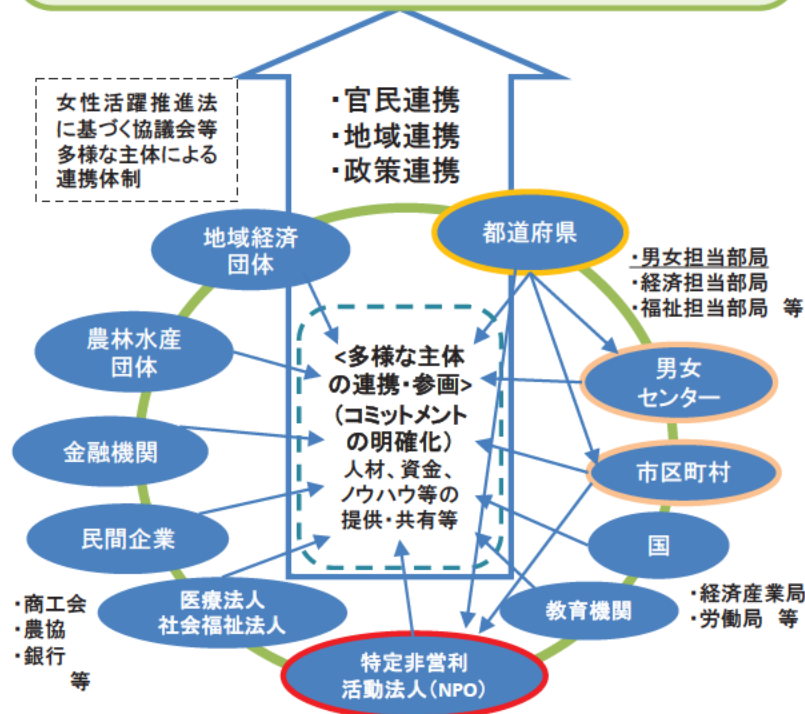


地域女性活躍推進交付金

(令和2年度予算1.5億円、2年度第3次補正予算1.5億円+追加措置13.5億円、3年度予算1.5億円 4年度概算要求11.6億円)

＜地域における女性活躍の推進・課題解決＞

- ・「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】
地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1/2
③つながりサポート型：3/4

【交付上限】各区分ごと

都道府県	800万円(注)
政令指定都市	500万円
市区町村	250万円
ただし、③は一律1125万円	

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進
デジタル分野のスキル向上、女性管理職・役員育成セミナー、起業支援、
就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修、トップの意識改革、
一般事業主行動計画策定の後押し 等

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就
労までつなげていく支援

多様な課題・困難に対する寄り添った相談支援、自立支援や就業支援への連携
女性に特化した自立支援・意識向上プログラム 等

③ つながりサポート型 ※追加措置部分

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することがで
きるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)した相談支援
やその一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、生理用品の提供
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の

- ・ 地方公共団体
- ・ 地域経済団体

等

消費者庁：令和4年度予算要求における孤独・孤立対策に関する施策の状況

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で一層深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対し、消費者庁では孤独・孤立する消費者の被害防止・トラブル解消に向けた取組の充実化を進めるため、令和四年度概算要求において、以下の予算を計上。

地方消費者行政強化交付金

- ・ 交付金を通じ、孤独・孤立にある消費者のトラブルの防止等に資する見守りネットワークの設置促進等を支援。
28.5億円の内数（R3年度：18.5億円の内数）

孤独・孤立化する消費者対応モデル事業

- ・ 高齢者や孤独・孤立にある消費者への対応事業等地方におけるモデル事業を実施。
先進的モデル事業1.7億円の内数（R3年度：1.1億円の内数）

消費者団体による消費者被害の防止・回復促進事業

- ・ 適格消費者団体等が孤独・孤立を支援するNPOと連携し、孤独・孤立した消費者を対象としたオンライン相談会の実施やシンポジウムによる啓発を支援。
0.6億円（新規）

高齢化の進展・独居世帯の増加（孤立・孤独）に伴う消費者被害への対応

- ・ 高齢者の消費者被害防止のため、デジタル化に対応した消費者教育を行う担い手に対する研修等を実施。
0.2億円（新規）

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案 28.5億円（令和3年度予算額 18.5億円）

事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要。
- 地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題。
- 令和4年度は、地方消費者行政強化交付金を通じて、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などへの対応、に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援する。
- これまでと同様、「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持する。
 - ①地方消費者行政強化事業
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。
 - ②地方消費者行政推進事業
平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

○重点事業

- ①デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化
(テレビ会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
- ②消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
- ③孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)

(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

- ①情報化の推進
- ②自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
- ③配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- ④消費者教育・啓発への取組
- ⑤SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- ⑥法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

(2) 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現。

先進的モデル事業

令和4年度予算案 1. 7億円
(令和3年度予算額 1. 1億円)

事業概要・目的・必要性

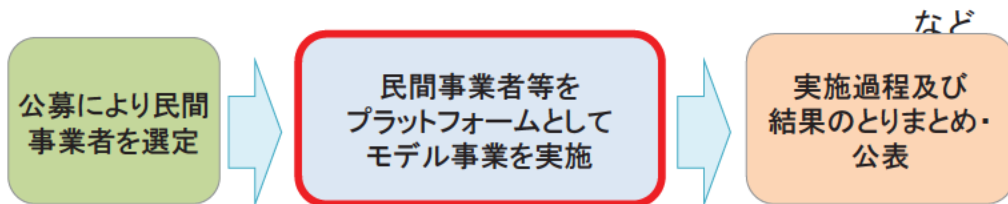
- 厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めていくと共に、**深刻化する社会的な孤独・孤立の問題**に対して、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫して、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要。
- 全国に共通する課題に対して、実効性のある事業モデルを構築し展開することで、地方公共団体における事業の企画、取組みを支援。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、新たな手法により、地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた取組を実現する。
- 事業で創出した優良事例について全国的な横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進する。

事業イメージ・具体例

公募により、民間事業者等の提案から11事業程度（1事業あたり1,000～3,000万円程度）を選定

<事業例>

- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 地域の事業者や団体、消費者も巻き込んだエシカル消費の普及・啓発手法の開発・試行
- 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施



資金の流れ



期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出する。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも周知することで、全国的な対応力強化を図る。

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業（消費者庁消費者制度課）

令和4年度概算要求額 60百万円（新規）

事業概要・目的・必要性

【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。

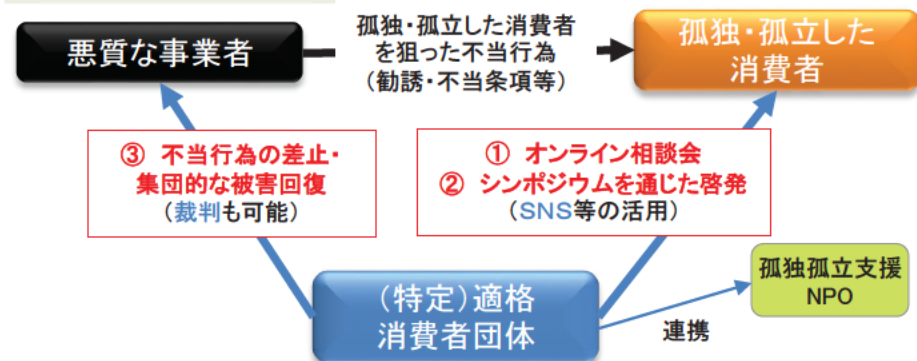
※マルチ商法雑誌が孤独・孤立した女性をターゲットとする特集

- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。
- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立した消費者への重点的な対応が必要。

【概要】

- 孤独・孤立を支援するNPOと連携して、オンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復を図る。
- 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催（オンライン配信）することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

事業イメージ



※ 事業者の不当行為の差止を請求できる特別なNPO等（内閣総理大臣の認定、全国21団体）
特に認定された特定適格消費者団体は、集団的な被害を回復する裁判も可能（全国3団体）

- （特定）適格消費者団体が孤独孤立支援NPOと連携し、オンライン相談会を開催し、孤独・孤立した消費者の消費者被害事案を把握するとともに、差止請求・被害回復の実施を支援する。
- （特定）適格消費者団体が、シンポジウムを開催（オンライン配信）し、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

資金の流れ



期待される効果

- 支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害の防止・回復を促進できる。

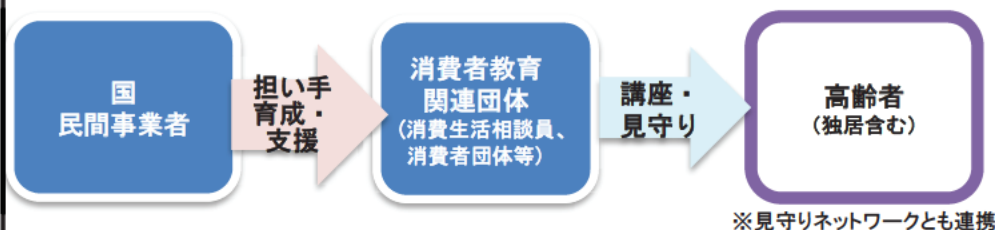
高齢化の進展・独居世帯の増加（孤立・孤独）に伴う消費者被害への対応（消費者教育推進課）

令和4年度概算要望額 18百万円【新規】

事業概要・目的・必要性

○高齢者による消費生活センターへの消費相談件数は、他の年代と比較しても多くなっており、高齢化の進展等のため高齢者への消費者教育は重要である。

○また、新型コロナウイルス感染症拡大等によるデジタル化の進展に伴いスマートフォン等のデジタル機器を活用する割合も増加しており、「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」においても、これらの世代に対する消費者教育の重要性が指摘されており、誰一人取り残さないためのデジタル化に対応した消費者教育が求められている。



事業イメージ・具体例

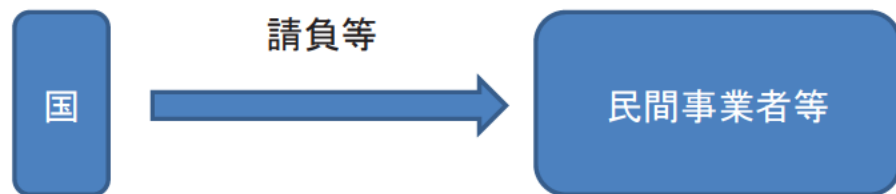
○高齢者への消費者教育の取組

・デジタル取引に起因する消費者トラブルやその相談窓口等に関し、既存のコンテンツも活用しながら、デジタル機器やデジタル取引に不慣れな高齢者に向けた講座を全国展開する。
※デジタル機器等の利活用支援を推進する総務省事業とも連携する。

・上記のような高齢者に対する講座等を各地域で実施できるようにするため、デジタル関連の知識を有する担い手を育成する観点から、デジタル取引に起因する消費者トラブルやオンライン出前講座の手法等について、消費生活相談員、地域で活動する消費者団体の会員等に対する研修を各地で実施する。

・これらの研修を受講した者等と連携し、各地域において講座を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- デジタル取引等に起因する高齢者の消費者被害を防止することにより、安全・安心なデジタル社会への参画が期待される。
- 本事業を呼び水として、地域におけるデジタル等の消費者教育の実施が期待される。
- 孤独・孤立を抱えている消費者に対して、消費者トラブルやその相談窓口に関する情報を届けることにより、消費者被害の防止に寄与する。

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

復興庁大臣政務官ご説明資料

令和4年度予算額 120億円【復興】

（令和3年度予算額 125億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和4年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- | |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- | |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

IV. 被災地における健康支援

- | |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

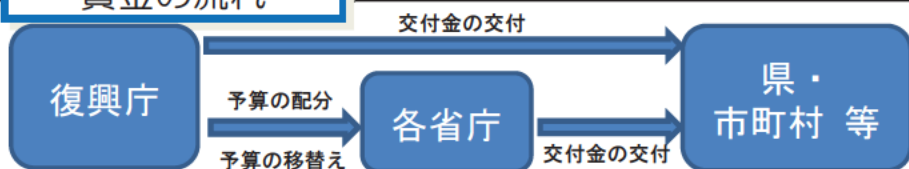
V. 被災者の心のケア支援

- | |
|---------------|
| ⑤被災者の心のケア支援事業 |
|---------------|

VI. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------|
| ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。¹⁶

令和4年度予算概算要求における孤独・孤立対策の主な施策について

○再犯防止

18ページ 更生保護における孤独・孤立対策の主な施策

- ・ 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保等の社会復帰支援の促進
【令和4年度要求 7058百万円の内数】
- ・ 保護司等民間協力者に対する支援の充実
【令和4年度要求 5361百万円の内数】
- ・ 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化等
【令和4年度要求 2611百万円の内数】

19ページ 地方における再犯防止の取組の展開・推進

- ・ 地方公共団体における再犯防止の取組の推進
【令和4年度要求 9百万円】

20～21ページ 少年鑑別所(法務少年支援センター)における地域援助

- ・ 少年鑑別所(法務少年支援センター)における地域援助
【令和4年度要求 58百万円】

○在留外国人に対する支援等

22ページ 在留外国人に対する基礎調査の実施

- ・ 在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費
【令和4年度要求 30百万円】

○無戸籍者に対する支援

23ページ 無戸籍者問題解消事業

- ・ 無戸籍者への対応に係る経費
【令和4年度要求 55百万円】

○人権擁護

24～25ページ 人権擁護機関における対応

- ・ 子どもの人権SOSミニレター
【令和4年度要求 4160百万円の内数】
- ・ 女性の人権ホットライン
【令和4年度要求 4160百万円の内数】

令和4年度概算要求（更生保護関係）の概要

刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保等の 社会復帰支援の推進【R4要求 7, 058百万円の内数】

【就労の確保】

○ 更生保護就労支援事業の拡充

- NPO等が委託先である更生保護就労支援事業の実施庁の拡充及び契約の複数年度化

○ 刑務所出所者等就労奨励金の拡充

- 離職率の高い若年者や高齢者を雇用した協力雇用主に対し、奨励金に加算して職場定着を促進

【住居の確保】

○ 自立準備ホームの充実

- NPO等が運営する自立準備ホームに対し、委託費に加算して要支援者のための重点的な処遇を実施

○ 更生保護施設の少年処遇の充実

- 更生保護法人等が運営する更生保護施設に対し、福祉等の専門スタッフを配置し、発達障害等を抱える少年に対する特別処遇を実施

○ 更生保護施設整備の促進

- 老朽化した更生保護施設の全面改築等の施設整備を実施

【相談先の確保】

○ 更生保護地域連携拠点事業の実施

- 保護司等の民間協力者と関係機関等との連携を行う専任のコーディネーターを配置し、満期釈放者等の相談支援等を行う地域拠点を整備

等

保護司等民間協力者に対する支援の充実 【R4要求 5, 361百万円の内数】

○ ICTを活用した保護司活動支援

- 保護司活動支援のための専用ホームページの機能拡充、モバイル端末の増配備、インターネット通信費を確保

○ 保護司の社会的認知度の向上

- 保護司会による業界団体や企業等に対するセミナーの開催や地域に向けて情報を発信するホームページを作成

等

保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化等 【R4要求 2, 611百万円の内数】

○ 薬物事犯者処遇の充実強化

- 薬物事犯者処遇に関する医療機関との連携体制を構築、大麻事犯者も想定した教材を開発

○ 性犯罪者処遇の充実強化

- 医療機関と連携した生活環境調整を行う取組の実施庁の拡大、知的に制約がある者等に対する教材を開発

○ 処遇の充実のためのAI技術の活用

- 保護観察対象者のアセスメントを強化するため、AI技術の活用についての調査研究を実施

等

※ このほか、社会を明るくする運動の活動の充実に関する経費（R4要求 12百万円）や更生保護ボランティアによる各種支援の推進に係る経費（R4要求 14百万円）も要求

地方における再犯防止の取組の展開・推進について

地方における再犯防止の取組を確立させるために法務省が行う3つの“促進”

- 1 ○地域再犯防止推進モデル事業における好事例を展開・促進
- 2 ○国及び地方公共団体間の情報共有を促進
- 3 ○都道府県と市区町村の連携による支援体制の確立を促進



【モデル事業で成果が確認された取組例】

- ① 薬物依存症者に対する社会復帰支援 ② 性犯罪者に対する社会復帰支援 ③ 就労支援に関する取組
④ 高齢・障害のある者に対する社会復帰支援 ⑤ 社会復帰のための ワンストップ相談支援

【令和3年度の取組】

地域における再犯防止の取組の基盤となるネットワークの構築を支援

① 全国会議

- ▶ 法務省から地方公共団体に対して効果的な取組を発信し、各地方公共団体における具体的取組の展開を促進

② ブロック別協議会・地域連携協議会

- ▶ 各地方公共団体における具体的な取組を前提に、法務省、都道府県、市区町村の三者において、都道府県と市区町村が連携した効果的な支援体制の在り方を検討・構築



1 地域援助業務の概要

少年鑑別所法第131条（平成27年6月1日施行）

●少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

再犯防止推進計画（平成29年12月15日施行）

●犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

●犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

●「再犯防止推進計画」に基づき、政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき三つの課題（①満期釈放者対策の充実強化②地方公共団体との連携強化の推進③民間協力者の活動の促進）に対応した各種取組を加速化させる。

地域援助業務が少年鑑別所の本来業務であり、地域の関係機関と連携しながら非行及び犯罪の防止に寄与

地域援助業務の内容

1 子どもの能力・性格調査

●関係機関からの依頼を受けて、子どもに心理検査や適性検査を行い、本人や保護者にも結果を説明

2 問題行動の分析や指導方法の提案

●面接や心理検査等を行い、問題行動の原因や指導方法について提案

3 子どもや保護者に対する心理相談

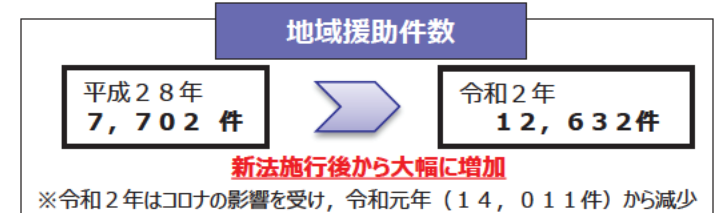
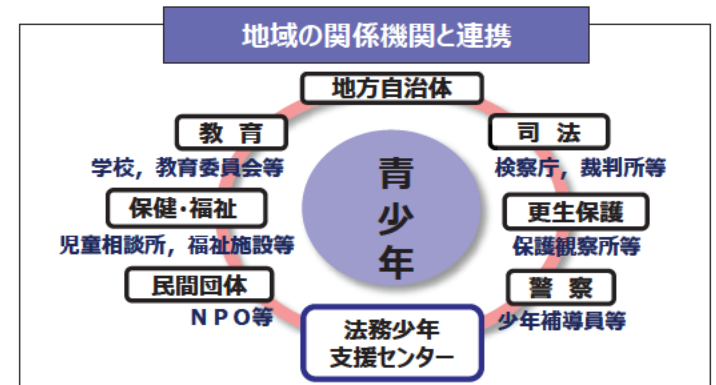
●関係機関からの依頼を受けて、子どもや保護者と心理相談を実施

4 研修・講演への講師派遣

●関係機関が主催する研修会等で、非行や子育て問題、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法等について分かりやすく説明

5 ケース検討会への参加

●関係機関からの依頼に応じて、問題行動のある子どもに関するケース検討会等に出席し、指導方法等に関して助言

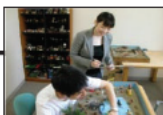


2 地域援助業務における現状の問題点と対策

地域援助におけるアセスメント機能の強化

現状と問題点

- 職員による面接が主であり、対象者の特性把握に長期間必要
- 市販の心理検査では非行に結び付く要因等の把握困難



対象者に早期かつ効果的な働き掛けが困難



対策

- 非行に結び付く要因及び問題性を早期に把握できる**検査ツールの開発（3か年計画）**



より多くの対象者に働き掛け、**非行の未然防止に寄与**

検査ツール開発検討会

：各矯正管区と「地域非行防止調整官」を配置する主要14少年鑑別所の職員が法務本省に集結し、よりよい検査ツール開発を目的とした検討会を実施。

3か年計画の概要

- R 4 専門家を交えた検討会の実施
- R 5 各種データの収集、検証
- R 6 検査ツールの開発

児童虐待の早期発見・早期対応に係る充実強化

現状と問題点

法務少年支援センター

- 法務省児童虐待防止対策強化プラン（令和2年2月6日策定）に基づき、**児童虐待担当窓口を設置**
- 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について（令和3年3月12日内閣総理大臣決裁）により、**社会的孤立を防止するため、心理的援助等を推進**



令和2年児童虐待事例数及び対応件数	事例数	対応件数
被害者である児童等への対応事例数	91	521
加害者である保護者等への対応事例数	60	352
※（）内は親子同一事案数	(35)	(19)
合計	151	873

- 児童虐待に係る専門的な心理検査体制の不備
- 少年鑑別所職員における児童虐待に係る専門的知見及びアセスメントスキルの不足

対策

- 児童虐待に係る問題の見立て、適切な支援方針に資する**新たな検査ツールの導入**



① T S C C（子ども用トラウマ症状チェックリスト）

：虐待等のトラウマ体験により、子どもへ及ぼす影響を評価。全庁に整備。

② A S E B A（心理社会的適応状態を包括的に評価するシステム）

：国際的にも長年広く活用され、厚生労働省の調査や児童相談所等の臨床活動等幅広く使用されている。子どもの行動・情緒の特徴の把握により、支援の必要性を見極めることが可能。特に児童相談所と同一尺度を有したA S E B Aを導入することは、相互連携を図る上で不可欠。全庁に整備。

- 少年鑑別所職員において、児童虐待に係る知見・技術を付与することを目的とした**プログラム研修を受講**

プログラム研修（家族関係支援プログラム指導職員研修）

：児童虐待に係る問題を抱える対象者に対し、親子愛の視点からアプローチする技能を習得するため、主要8少年鑑別所の職員が受講

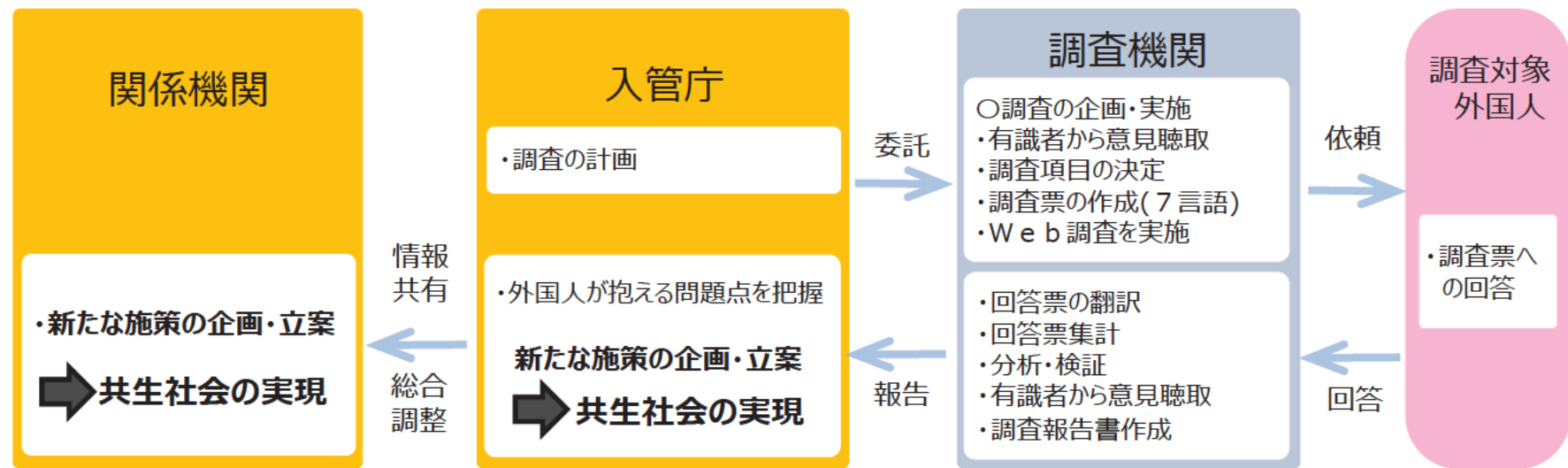
少年鑑別所に勤務する職員の児童虐待に関する専門性の向上及び児童虐待担当窓口としてより一層適切かつ効果的な支援の実施により、**地域の非行の未然防止に寄与**

在留外国人に対する基礎調査の実施に必要な経費

概要

- 令和3年6月15日、「外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が改訂された。
- 今後、外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めていくためには、共生施策としていかなる施策が必要とされるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、外国人が抱える問題等について外国人個人の意見等を踏まえ、継続的に分析・検討を行う必要がある。

➡ **外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、外国人に対する基礎調査を実施する。（総合的対応策：施策番号3）**



➡ **調査結果を基に外国人の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案を行うことで総合的対応策の充実を図り、政府全体で共生社会の実現を目指していく。**

無戸籍者への対応に係る経費(55,312千円)

現 状

・ 女性が夫との婚姻中や元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、民法第772条の規定により、夫又は元夫が子の父と推定されることになるが、他に血縁上の父が存在することなどを理由として、子を出産した女性が出生の届出をしないため、子が戸籍に記載されないことがある。

⇒無戸籍者の問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題となっている。

○無戸籍者の数(令和3年6月現在)
⇒ 約839人

課 題

- ・ 3組に1組の夫婦が離婚(平成29年人口動態統計(厚生労働省))
- ・ 夫婦が同居をやめた時から離婚届の提出までの期間は17.5%の夫婦が1年以上であり(平成21年離婚に関する統計(厚生労働省))、別居期間中に夫以外の男性との間に子をもうけることもあり得る。
- ・ 無戸籍者の母親の中には夫のDVを恐れるなど行政に対して自ら申出をすることを躊躇する者も多い。
- ・ 無戸籍者が子を出産した場合、子について出生届を提出することをためらうこともあり得、無戸籍の連鎖となって、問題が更に拡大する。

対 策

更なる無戸籍者対策

・ 子の出生前から無戸籍解消に至るまでの継続的な手続支援の推進

市区町村・法務局が他の行政機関と連携して無戸籍解消まで一貫して支援するなど行政窓口における丁寧な対応を進めていくことが必要

【具体的なメニュー】

○ ライフステージに応じて、啓発・広報や情報収集の機会を設定

〔出生前〕

- ・ 医療機関と連携して出生前の受診時に啓発パンフレットを交付
- ・ 市区町村での母子手帳交付時に啓発パンフレットを交付

〔出生直後〕

- ・ 医療機関からの出生証明書交付時に啓発パンフレットを交付

〔0歳～1歳〕

- ・ ゼロ歳児も含め無戸籍となるおそれのある子について幅広く情報収集
- 〔1歳～就学年齢〕
- ・ 児童相談所、教育委員会、学校等と連携して地域に密着した情報収集
- 〔就学年齢以降〕
- ・ 教育委員会、学校、民生委員等と連携して地域に密着した情報収集

○ 解消に至る一連の手続に法務局等の職員が同行・支援し、当事者の負担を軽減

○ 法務局への早期情報提供等を示した市区町村窓口用のガイドラインを作成し、市区町村職員に周知することにより行政窓口における対応の充実を図り、当事者の手続に対する抵抗感を軽減

○ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

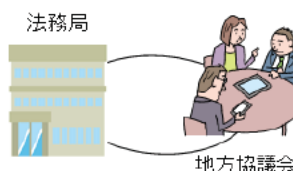
啓発・広報



医療機関、市区町村等

- 手引・リーフレットを窓口へ備付け
- ポスターを関係機関に掲示
- 妊婦用の啓発リーフレットを交付
- ホームページの充実(動画作成)

情報収集・支援



法務局 地方協議会

- 無戸籍者の支援に係る打合せ等を実施(弁護士等へ謝金)
- 付随業務処理のための非常勤職員を雇用し、体制を整備



司法制度調査会2021提言

(令和3年4月21日自由民主党政務調査会)

無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消に重点を置き、これまでの取組に加え、過去の事例を分析した丁寧なアプローチ及び無戸籍者やその母等関係者が自ら容易にアクセス可能な取組をより一層推進していく必要がある。



法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和2年度における受領通数・・・約9,500通)

女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和2年における相談件数・・・約1万4,300件)

外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、
インドネシア語、タイ語



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩みごとの相談に応じ、解決に導く



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」（H12法147）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更）に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間（毎年12月4日～10日）には、全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- 法務局・地方法務局及び人権擁護委員を中心に、国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により、スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し、地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることで、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和2年度は、約43万人を対象に実施）
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネットによる人権侵害への対応として、携帯電話会社等が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- 令和元年度は、約92万人が参加
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和2年度は約38万人が参加）



人権啓発冊子・動画



- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信

困窮邦人等対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和4年度要求総額 28,244千円
（令和3年度予算額 27,325千円）

事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

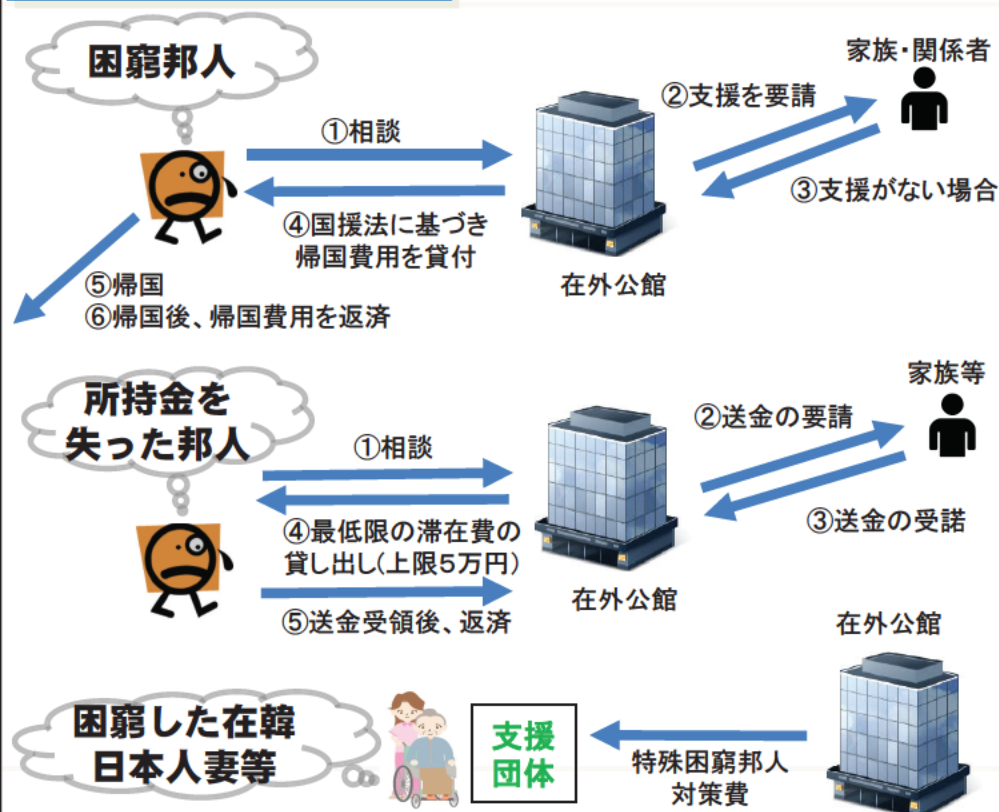
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に帰国費用を貸し付け、債務者は帰国後に同費用を返還する。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるためのセーフティネット。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」（国援法）に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援（送金）を受けるまでに必要な最低限の滞在費の貸し出し（一人あたりの上限は5万円）を行う。申請時に迅速に対応できるよう、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

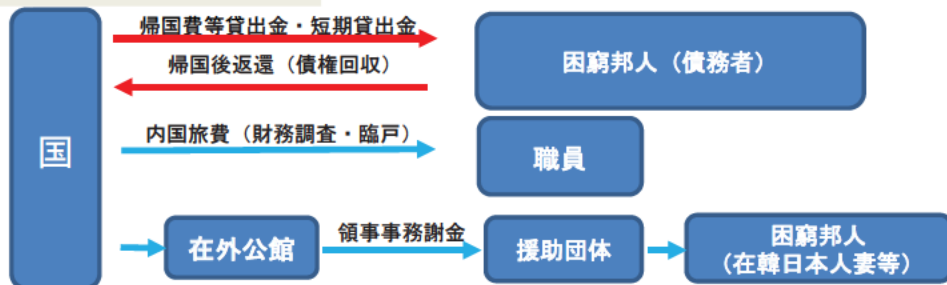
○ **債権回収**：帰国後、貸出金の返還が行われない場合、国援法及び債権管理法に基づき、課員が債務者宅まで出張し、支払いの意思を確認する等の財務調査を行う。

○ **特殊困窮邦人対策費**：第二次大戦前後、朝鮮半島に渡り、困窮した在韓日本人妻等を支援するため、支援団体を通じ生活・医療扶助を行う。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 在外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。
- 経済的に困窮している在韓日本人妻等の最低限の生活の維持及び医療支援による健康維持・増進。

海外邦人精神障害者対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

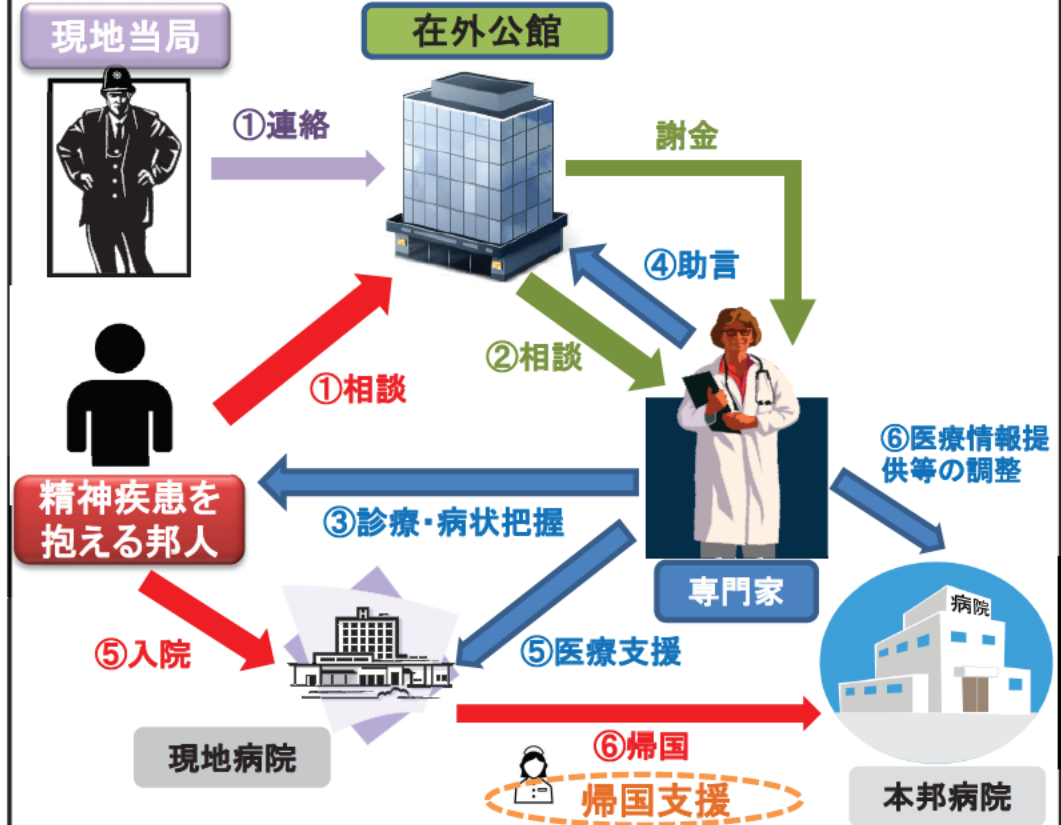
令和4年度要求総額 9,262千円

（令和3年度予算額 8,996千円）

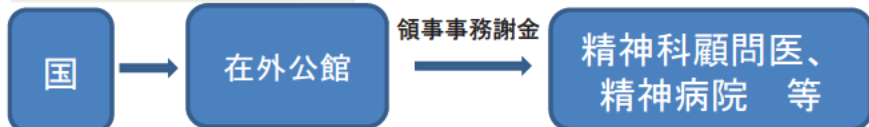
事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地において精神医療専門家の支援を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まりが予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重傷者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣する。
- 根拠となる政策等
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日）
第2章5(9)「現地の感染症の状況等を踏まえ、邦人保護に係る領事体制の更なる強化を図る。」

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

による教育相談体制の充実

令和4年度要求・要望額

(前年度予算額)

98億円

72億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。



		スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
		令和4年度概算要求：6,145百万円(前年度予算額：5,278百万円)	令和4年度概算要求：3,640百万円(前年度予算額：1,938百万円)
補助制度	補助割合	国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3	国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
	実施主体	都道府県・政令指定都市	都道府県・政令指定都市・中核市
求められる能力・資格	補助対象経費	報酬・期末手当、交通費等	報酬・期末手当、交通費等
	求められる能力・資格	- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） - 公認心理師、臨床心理士等	- 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） - 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置		<u>全公立小中学校</u>に対する配置（27,500校） - 配置時間：週1回概ね4時間程度	<u>全中学校区</u>に対する配置（10,000中学校区） - 配置時間：週1回3時間→週2回3時間に拡充
重点配置等	基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間→週1回8時間に拡充		基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間
	いじめ・不登校	<u>いじめ・不登校対策</u>のための重点配置：1,500校（←1,000校） ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む <u>教育支援センター</u>の機能強化：250箇所	<u>いじめ・不登校対策</u>のための重点配置：1,500校（←1,000校） ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む <u>教育支援センター</u>の機能強化：250箇所
	虐待・貧困	<u>虐待対策</u>のための重点配置：1,500校（←1,200校） <u>貧困対策</u>のための重点配置：1,900校（←1,400校）	<u>虐待対策</u>のための重点配置：2,000校（←1,500校） <u>貧困対策</u>のための重点配置：1,900校（←1,400校）
	質の向上	<u>スーパーバイザー</u>の配置：114人（←90人）	<u>スーパーバイザー</u>の配置：114人（←90人）

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

104億円
75億円)



- 「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備など、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進する。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、学校と関係機関等が連携した不登校児童生徒へのきめ細かな支援を推進する。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)や、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書(令和3年5月)等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期発見やヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応 (専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等) 10,023百万円 (7,405百万円) 【補助率 1/3】

① スクールカウンセラーの配置充実 【都道府県・指定都市】

- ・全公立小中学校への配置 (27,500校) (週1回4時間)
- ・上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置 (配置校数の拡充、週1回4時間→週1回8時間)
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の研修等の取組の支援
- ・自殺予防教育実施の支援

◇第3期教育振興基本計画※抜粋
(平成30年6月閣議決定)
2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。

② スクールソーシャルワーカーの配置充実 【都道府県・指定都市・中核市】

- ・全中学校区への配置 (10,000中学校区) (週1回3時間→週2回3時間に拡充)
- ・上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置 (配置校数の拡充)
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の研修等の取組の支援



③ 不登校児童生徒に対する支援の推進

【都道府県・指定都市】

- ・教育支援センターを中核とした教育委員会と関係機関、民間団体等の連携体制の整備 (研修会の拡充)
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における支援の推進 (アウトリーチ支援の拡充)

④ SNS等を活用した相談体制の整備推進

【都道府県・指定都市】

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する電話やSNS等を活用した相談体制の整備を支援

等

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 365百万円 (50百万円) 【委託】

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

【委託先：12団体 (都道府県・指定都市等)】

- いじめ・不登校等の未然防止や事案発生後の対応のほか、コロナ禍における教員による児童生徒の心の不安定さ等の把握・対応について、平時と異なる生活様式や1人1台端末等の活用も見据えつつ、
- ・いじめの未然防止や自殺予防に係る効果的な取組
- ・不登校の未然防止等に向けた校内型適応指導教室、スクリーニング、経済的支援の在り方 等の調査研究を実施

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

【委託先：2団体 (民間団体等)】

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、常勤の職としての職責や担うべき職務の在り方等について調査研究を実施

③ 24時間子供SOSダイヤル支援電話相談センターの設置 (新規) 【委託先：1団体 (民間団体等)】

■ 【関連施策】

① 教職員定数の配置等

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、200人の定数改善を計上。また、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することし、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

② 支援スタッフの配置

いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な人材が学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。

③ 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する指導者養成研修の実施。

④ 道徳教育の抜本的改善・充実等

地域の特色を生かした道徳教育への支援、道徳科の教科書の無償給与 等

⑤ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額 2.4億円
(前年度予算額 1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（**実施回数を拡充**）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（**支援員の拡充**）。

✓教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

（関連施策）

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度概算要求額 98億円

- 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

支援スタッフの配置

（関連施策）

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和4年度概算要求額 46億円の内数

- 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参加する取組に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援

（関連施策）

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和4年度概算要求額 22億円の内数

- 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県
- 補助率 1/2

実施
主体

都道府県
政令指定都市

補助
割合

国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

補助対象
経費

謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和4年度要求額
(前年度予算額)

125百万円
75百万円)



文部科学省

背景・課題

- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約19万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

骨太の方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

- ・児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう（略）**子供や家庭の支援体制を充実強化**する。
- ・（孤独・孤立対策）**アウトリーチ型支援体制の構築（略）の取組を推進**する。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [66百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供、地域の居場所づくり等を実施。

→ R4目標：1,000チーム

②真に支援が必要な家庭への対応強化（拡充）

- 子供の育ちや保護者をめぐる現代的課題へ対応するため、**家庭教育支援に関わる地域人材の資質向上のための研修の実施**。[6百万]
→ R4目標：500チーム
- 特に支援が必要で対応が難しい家庭に対し、地域から孤立しないよう、**専門人材も活用し、個々の保護者に寄り添った相談対応や情報提供を実施**。[53百万]
→ R4目標：500チーム

<家庭教育支援チーム>

家庭教育支援員

- ・元教員
- ・子育て経験者
- ・民生・児童委員 等

+

専門人材（拡充）

- ・臨床心理士
- ・社会福祉士 等

専門的な機関（児童相談所など）による対応

<子育て家庭>

家庭教育・子育てに関心がある家庭

不安や悩みを抱える家庭

専門的な対応が必要な家庭

インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）
支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。
- 中期（令和8年頃）
全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。
- 長期（令和14年頃）
全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。（R2:28.1%）

博物館機能強化推進事業

令和4年度要求・要望額

960百万
円

(新規)



背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）

- ①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
- ②「わかちあう」 文化の共有
- ③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ
- ④「むきあう」 社会や地域の課題への対応
- ⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館法制度の今後の在り方について
(文化審議会博物館部会 令和3年7月)

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

(1) Innovate MUSEUM 事業

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

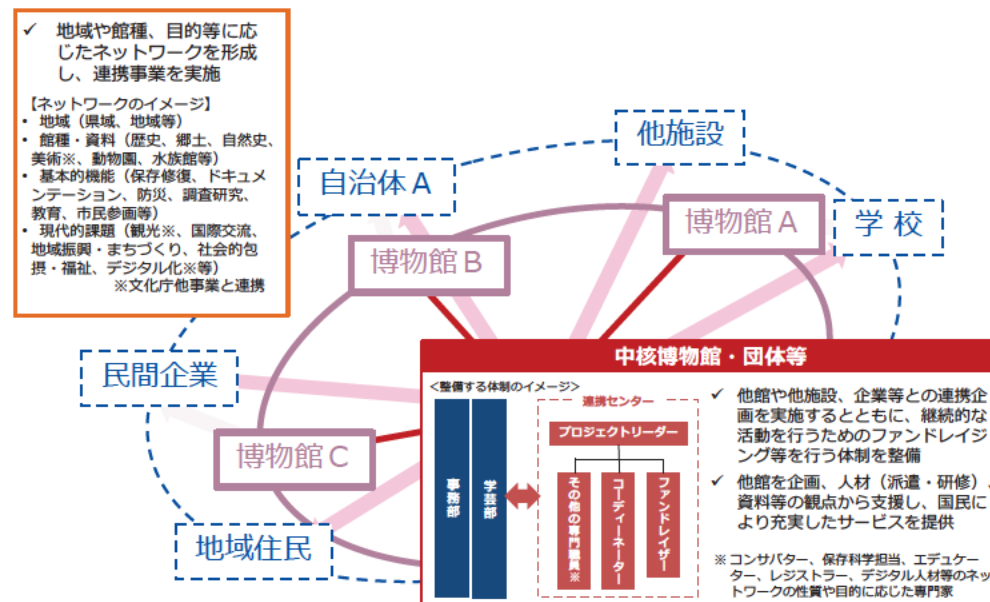
- 件数・単価：①地域課題対応支援事業 45件× 5百万円
②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 10件× 50百万円
- 事業期間：令和4年度～

(2) 博物館の経営改善・機能強化の促進事業

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要がある①経営基盤強化に向けた組織改革の促進、②新制度の実行のための体制整備等を実施する。

- 件数・単価：①経営基盤強化に向けた組織改革の促進 3件× 200百万円
②新制度の実行のための体制整備 1件× 300百万円
- 事業期間：令和4年度～

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)



自殺対策に係る広報の実施

令和4年度概算要求
0.8億円の内数

- 広報ポスターやインターネット広告等によるSNS・電話相談窓口等の周知を実施。
 - 子どもや若年層における悩み、大人の悩み、ゲートキーパー(※)という3つのテーマについて、それぞれ出演者の体験談、専門家の助言等を交えて議論し、視聴者にとって“新しい気づき”となることを目的としたネット配信の収録番組などを制作。
- ※ ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【広報ポスター・インターネット広告】



○動画広告 (YouTube・Yahoo!・SmartNews)



○検索広告 (Google・Yahoo!)



○SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)



【その他広報活動】

- ネット配信番組 ※図はイメージ
 - ・約10分の収録番組×3本
 - ・MCとゲスト2名、専門家1名の計4名の出演者
 - ・番組は専用の特設サイトにて配信



専用の特設サイト
にて配信



○Bypass広告

自殺関連キーワードを検索する可能性のある人に対して、あらゆるwebサイト、アプリでバナー広告を配信。

○PR TIMES

プレスリリース配信サービスにて動画・ポスター、ネット配信番組、相談窓口などリリース配信。

○政府広報

- ・政府インターネットテレビ掲載
(ゲートキーパーの理解促進のための3分の動画を制作)
- ・政府広報オンライン記事掲載
(自殺予防週間の概要について紹介)

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化

【要旨】

令和4年度予算要求額:38.3億円(27.8億円)

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえた取り組みの強化や孤独・孤立を防ぎ不安に寄り添うために、きめ細かい相談支援や電話・SNS相談対応時間の拡充等が求められている。
- このため、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対して、都道府県等が実施する対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。また、自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。更に、民間団体が実施する自殺防止の取り組みへの継続的な支援を行う。

【事業内容】

1 地域自殺対策強化事業(都道府県・市町村)

(1) 相談体制の拡充

○ 電話・SNS相談

- ・行政機関が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供

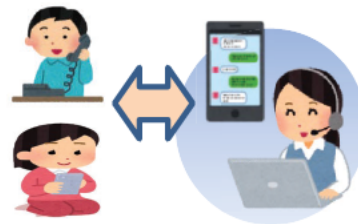
○ 対面相談: 関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化

(2) 相談員等の養成及び質の確保

- 対面、電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成と育成の拡充

(3) 自殺防止対策の情報発信の強化

- 自殺リスクを抱えた方に必要となる支援情報や自殺相談窓口等に関する積極的な周知

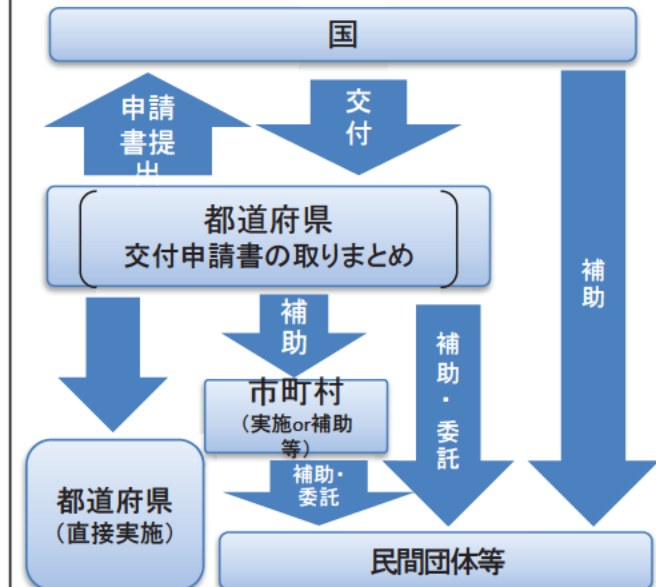


2 自殺対策防止事業(民間団体)

- 民間団体が実施する電話やSNS等を活用した自殺防止等(相談員の拡充、チャットボットの活用等)に係る取り組みに対して、継続的な支援を実施する。

【事業スキーム】

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 補助率: 国 : 1/2 (都道府県・市町村)
: 10/10 (民間団体)



※国から民間団体等への補助は全国的に活動する団体に限る。

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

令和4年度概算要求額：674億円の内数
（令和3年度予算額：555億円の内数）

都道府県（指定都市）域



後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員人材研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施



新 都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

- 〔事業概要〕
- 補助率：国1/2、都道府県1/2
 - サテライトの設置は有期（原則2年）
 - 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

- 〔事業概要〕
- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - 〔参考〕サポート事業等
国1/2、市町村1/2
 - 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

新 国が実施する人材養成研修

〔対象〕

- ・ひきこもり地域支援センター職員
- ・市町村の相談窓口職員

後方支援

一般市町村

新 ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》

■センター機能

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

一般市町村

新 ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知） ①～③は必須
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩サポーター養成研修の実施

一般市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

■人材養成研修事業

- ⑩サポーター養成研修の実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

市町村域

重層的支援体制整備事業 【令和4年度概算要求額：既存事業の内数】

◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、多な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）を実施する。

（事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）
- ・障害分野（障害者相談支援事業）
- ・子ども・子育て分野（利用者支援事業）
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害分野（地域活動支援センター事業）
- ・子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託可。

(1) 実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	5,415千円
	市区町村 1か所あたり	2,977千円
③負担割合	国 1 / 2、実施主体 1 / 2	

(2) 関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	3,089千円
	市区町村 1か所あたり	2,046千円
③負担割合	国 1 / 2、実施主体 1 / 2	

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村

(2) 関係機関職員研修

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

1. 事業内容

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1 か所あたり	8,679千円
	市区町村 1 か所あたり	6,801千円
③負担割合	国：10/10	

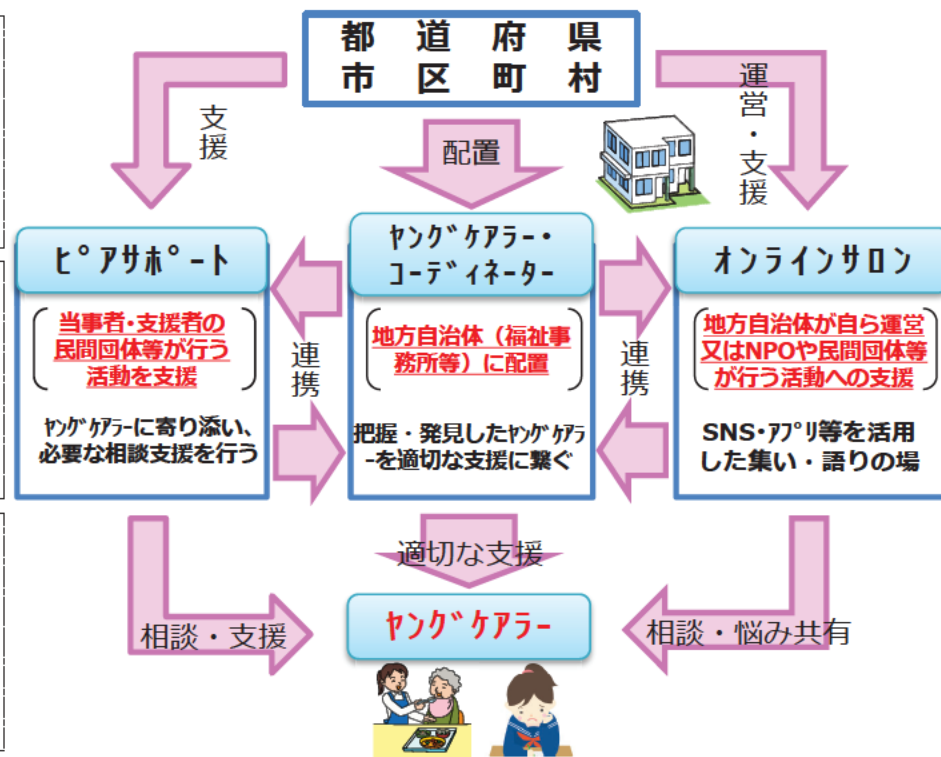
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1 か所あたり	7,030千円
	市区町村 1 か所あたり	3,276千円
③負担割合	国：10/10	

(3) オンラインサロンの運営・支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1 か所あたり	3,563千円
	市区町村 1 か所あたり	2,061千円
③負担割合	国：10/10	

3. 事業イメージ



保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり（モデル事業）

令和4年度概算要求額：1.2億円

(令和3年度予算額：1.0億円)

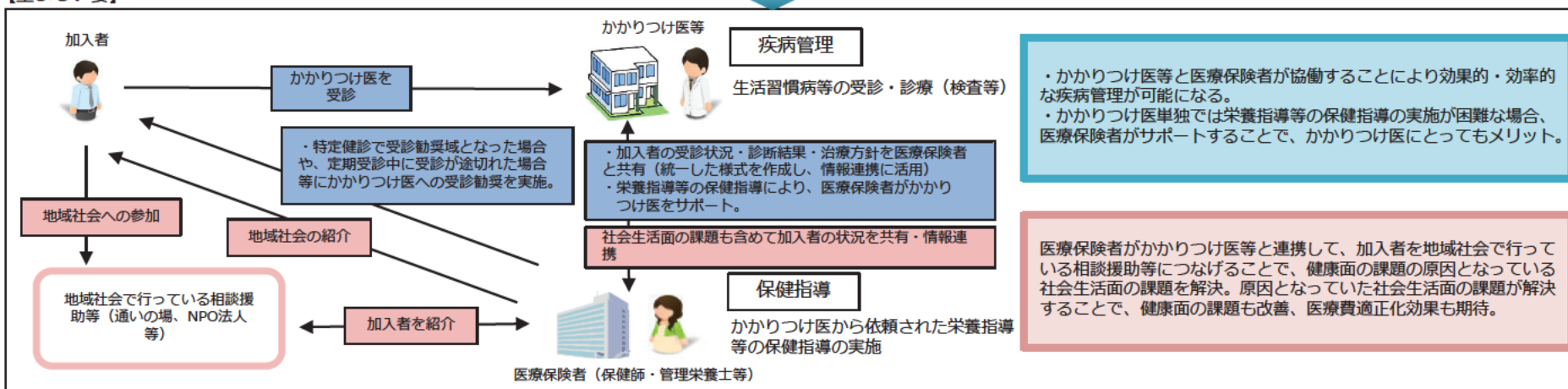
- 特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。
- 社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合（※）もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組みが重要である。
- そのため、引き続き、保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組みを推進する。

(※) 孤立による食事意欲の低下などの社会的な課題のため糖尿病に対する食事療法が困難な場合に、地域社会での交流等につなげることで孤立を解消、食事療法にも取り組むことで糖尿病を改善

【現状】

- ・特定健診において受診勧奨領域となった加入者は医療機関を受診、疾患として診断された場合、栄養指導等を含めた診療を受ける。特定保健指導の対象者にもなっている場合、特定保健指導を別途受診する必要があるが、医療機関との連携が不十分な場合、栄養指導等が重複して実施される可能性がある。
- ・生活習慣病の重症化に影響する社会生活面の課題を解決する仕組みがない。

【望ましい姿】



● スケジュール（案）

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

モデル事業実施（保険者協議会で数力所）

モデル事業実施結果取り纏め

実施結果を踏まえ保健指導プログラム・特定健診等
実施計画へ反映

食品ロス削減総合対策事業のうち
フードバンク活動支援

【令和4年度予算概算要求額 115（19）百万円】

＜対策のポイント＞

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

＜事業目標＞

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

① 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援します。

② 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

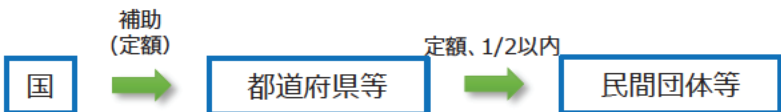
- ・ 令和4年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- ・ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※ 都道府県、市区町村、社会福祉協議会等も支援対象団体に含まれます

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、その取組に必要な経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借（スタートアップ支援、先進的取組支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）



＜先進的な取組の例＞

- ① 広域的な連携
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② プラットフォームの構築
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ マッチングに特化した活動
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求める子ども食堂等とのマッチング
- ④ 企業・行政とのコーディネート
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ 農業者との連携
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6738-6473）40

地域での食育の推進

【令和4年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,783（2,210）百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられる目標達成に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**多世代交流や共食の場の提供等に関する取組**、食育推進基本計画の重点事項である**デジタル化に対応した食育等**を優先的に支援します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

【共通】多世代交流、共食の場の提供、オンラインやデジタル媒体の活用等を優先的に支援します。

- 1. **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
- 2. **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- 3. **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、共食の場の提供を支援します。
子ども食堂など既存の共食の場における継続的な取組を支援します。
- 4. **学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
- 5. **環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
- 6. **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
- 7. **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

<事業イメージ>

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承

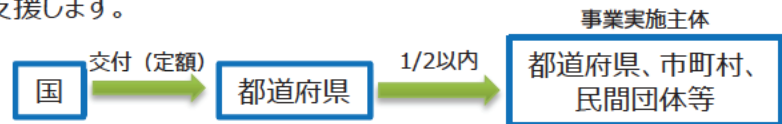


- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

<事業の流れ>



農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県**の取組、多世代・多属性の交流・参加の場となる**ユニバーサル農園**の開設等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した**生産施設**や**安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成**、**農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等**を支援します。

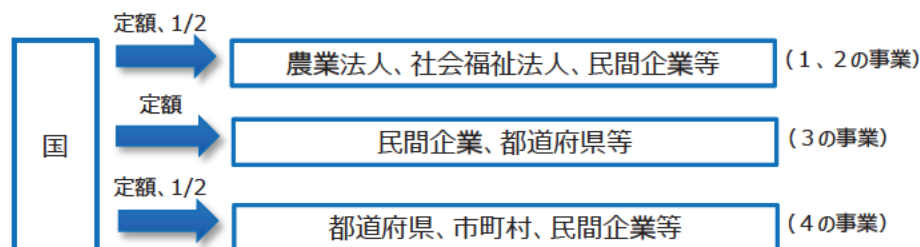
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

4. ユニバーサル農園導入事業

多世代・多属性の人々が農業を通じた交流・参加の場として利用し、生きがいがづくりや癒しの提供等の効果もたらす**ユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備**を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



農産加工の実践研修



養殖龍補修・木工技術習得



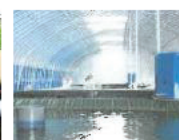
作業マニュアル作成



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



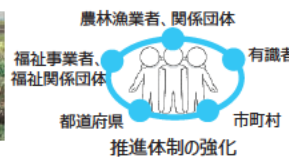
処理加工施設



優良事例の表彰



人材育成研修



園地、園路整備



休憩所



体験農園の管理

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業・経営体づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業
- 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）₄₂

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和3年度】

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

事業内容

【子ども食堂等】

- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。（食事提供団体ごとに、一申請当たり90Kgを上限に交付）

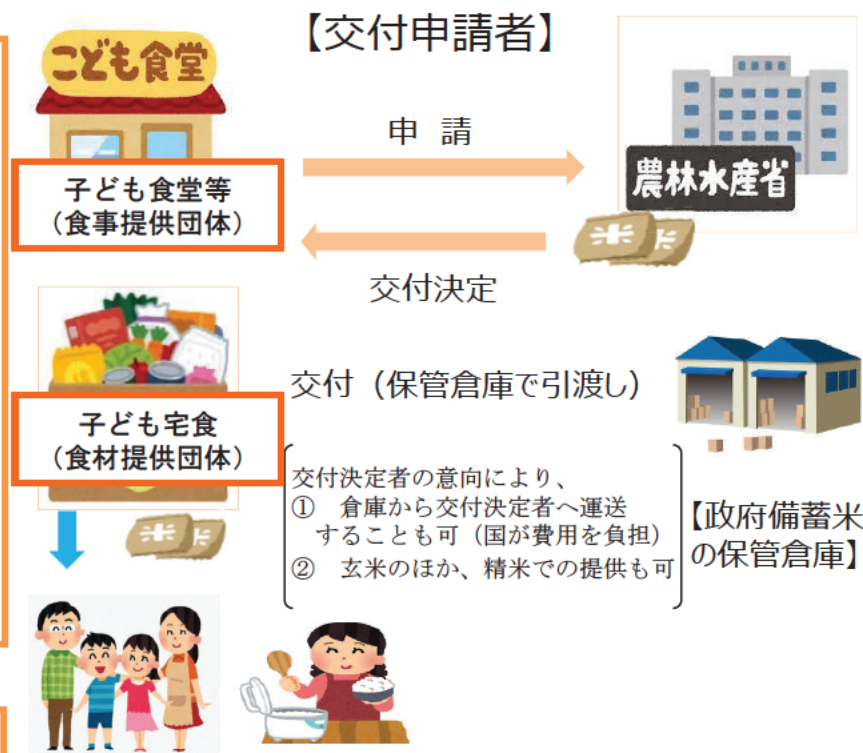
【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。（食材提供団体ごとに、一申請当たり300Kgを上限に交付）
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。（交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。）
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。



本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

国の災害用備蓄食品の提供に関するポータルサイトについて



- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供について、農林水産省でポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表することとしたところ。（4月21日関係府省庁申合せ）
- ポータルサイトは5月28日に立ち上げ、各府省庁が無償提供する災害用備蓄食品について、①フードバンク等への引渡時期、品目、商品名、提供可能個数、申込期間等、②提供結果（提供先等）の情報を提供。
※ ポータルサイトの立ち上げは、各フードバンクに対して一斉に情報提供済み。
- 今後も、案件がある都度に各フードバンクに対して情報提供。運用状況や地方自治体のニーズを踏まえ、地方自治体における提供情報についても掲載可能とする予定。

ポータルサイトの内容

<募集中の案件等一覧>

※掲載先URL：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/porta.html



省庁名	品目	商品名	申込期間	引渡時期	提供可能個数	引渡方法	詳細情報	各省掲載情報ページへのリンク	ポータル掲載日
A省	パックご飯	やわらかご飯	〇月〇日～〇月〇日まで	〇月〇日～〇月〇日のいずれか	3,000食	引き取りまたはお届け	詳細は こちら をご覧ください	http:〇〇〇〇	〇月〇日

・リンクには以下の情報を掲載（各省より提供のあったエクセルファイルを掲載）

品目、商品名、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、引渡時期、引渡方法、引渡場所、申込期間、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、[各省ホームページへのリンク](#)

・フードバンクは各省に直接申し込みをする

※募集を終了した案件については、提供結果（フードバンク名等）を掲載

居住支援法人等に対する活動支援(令和4年度概算要求)

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業の拡充 (14億円の内数)

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して、補助上限額を引き上げ

【事業イメージ】



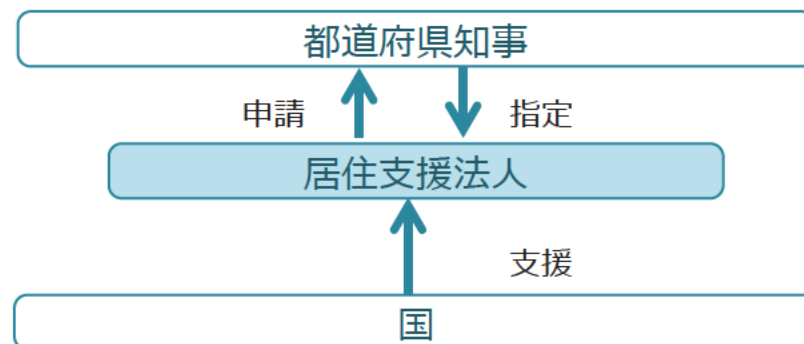
居住支援法人への支援②：セーフティネット登録住宅改修事業の拡充 (社会資本整備総合交付金等の内数)

居住支援法人が見守り付きセーフティネット登録住宅として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について、補助対象に追加

居住支援法人について (449者が指定 (R3.8.31時点))

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



公営住宅等における交流スペースの設置支援(令和4年度概算要求)

交流スペースの設置支援 (社会資本整備総合交付金等の内数)

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を補助対象に追加

<公営住宅>



公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

<交流スペース>



<セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用

国立公園満喫プロジェクト推進事業



【令和4年度要求額 540百万円（540百万円）】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ② 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、国立公園訪日外国人利用者数は2019年に667万人まで増加。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少し、国立公園の観光地で大きな打撃が生じた。これを踏まえ、国内利用客の早期回復、ゼロカーボンパーク推進を含む脱炭素型のサステナブルな観光地の形成、インバウンドの受入環境向上と段階的回復に向け、以下を実施

- ・国内誘客の強化・情報発信（認知向上、ワーケーション等の新たな利用層の獲得、自然体験アクティビティの情報発信、旅行博等）
- ・脱炭素型の公園づくりの推進（計画等の検討、サステナブルツーリズム推進）
- ・世界水準の国立公園づくり、公園全体の受入体制の底上げ（広域周遊、自治体・民間団体等との連携促進、人材育成等）
- ・公園事業の改善指導、利用者負担の保全の仕組みづくりの推進

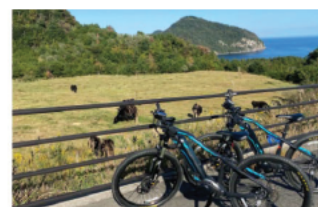
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



魅力的な自然体験アクティビティやワーケーション等の情報発信、旅行博の出展、コンテンツ充実、ガイド等の人材育成等



サステナブルツーリズム推進のための取組計画検討、複数公園や周辺観光地含む広域周遊促進、地域協議会の開催、公共施設の官民連携推進



入域料や保全協力金等の導入に向けたアンケート調査、実証実験、導入に向けた計画づくりの実施

お問合せ先： 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277／国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

国立公園インターンシッププログラム支援事業費



【令和4年度要求額 35百万円（新規）】 環境省

国立公園における青年の職業体験機会の提供により、人材育成、維持管理水準の向上、自然とのふれあいの機会の確保、孤独・孤立対策等に貢献します。

1. 事業目的

- ① 青年を対象とした国立公園等のすぐれた自然とのふれあいの増進
- ② 国立公園の保安全管理に関する学生の職業体験の機会提供、人材育成を図る
- ③ 国立公園の維持管理水準の向上、利用環境の改善に資する
- ④ 自然とのふれあい効果による心身のリフレッシュを通じたメンタルヘルス対策、孤立・孤独対策への寄与

2. 事業内容

国立公園の有する優れた自然環境での職業体験機会の提供による人材育成と人材確保による自然環境の維持及び適正な利用の推進を図るとともに、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで青年の心身の健康の維持を図るため、以下の取り組みを実施する。

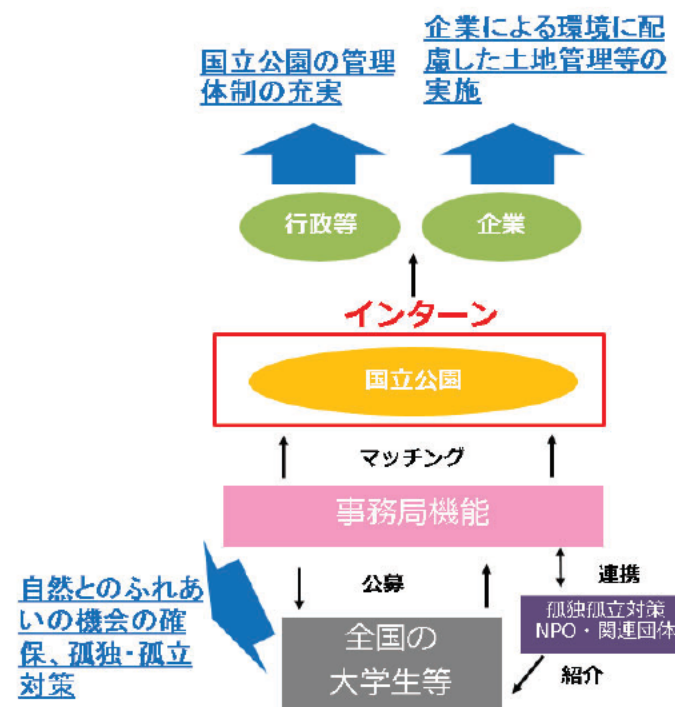
➤ 国立公園におけるインターンシッププログラム実施支援

国立公園の利用拠点施設（ビジターセンター）等において、全国の大學生（留学生を含む）等を対象としたインターンシッププログラムを実施するために必要な制度検討を行うとともに、実施にあたり、プログラムの検討、大學生等の公募、利用拠点施設の運営者等受入れ団体とのマッチング、滞在経費及び孤独・孤立対策団体との連携等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--------------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体／大学等 |
| ■実施期間 | 令和4年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278 国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

熱中症対策推進事業



【令和4年度要求額 322百万円（172百万円）】



地域の特性を考慮し社会が一体となって取り組む、総合的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・新たな課題への対応も含めた知見の収集やその効果的な発信方法を検討しとりまとめる。
- ・熱中症に関する必要な知識の普及啓発を行い、一人一人の予防意識を向上させ、熱中症の発生の減少を目指す。
- ・地方自治体での総合的な熱中症予防対策を促進するとともに、高齢者世帯等におけるエアコンの普及促進を図り、社会が一体となって熱中症対策に取り組むことを目指す。

2. 事業内容

気候変動の進展等を踏まえ、社会全体で熱中症予防に取り組むことが重要。令和4年度は「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」の策定やモデル自治体事業の支援、高齢者に世帯におけるエアコン普及促進事業を行う。各地方自治体における包括的・体系的な熱中症対策の整理・実行を支援し、社会が一体となって、より効果的な取組を促進する。そのために必要な知見の収集やその効果的な発信方法についてもとりまとめる。

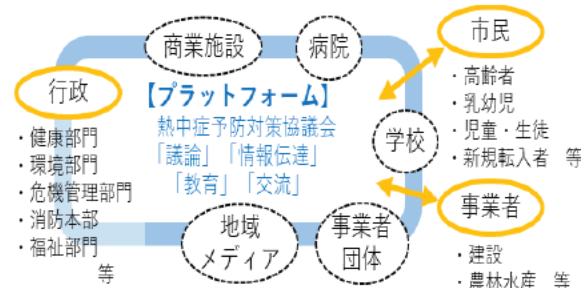
- (1) 熱中症に係る啓発資料作成事業
- (2) 熱中症対策に係る指導者養成事業
- (3) 地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る事業
 - ・地域における熱中症対策ガイドライン策定に係る事業
 - ・サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る事業
図：地域における熱中症対策に関する連携のイメージ
（令和元年度熱中症予防対策ガイダンス事業より）



新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業

図：「新しい生活様式」における熱中症対策のイメージ
（環境省・厚生労働省リーフレットより）



お問合せ先： 大臣官房環境保健部 環境安全課 電話：03-5521-8261

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和4年度要求額 127百万円（127百万円）】



食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

- ① 2030年度までに2000年度比で食品ロスを半減するとの目標に向けて地方公共団体における対策や計画策定等を支援すると共に、地域資源循環を通じた環境負荷低減のため、食品廃棄ゼロエリアの創出を図る。
- ② 食品関連事業者等とも連携しmottECO等の食品ロス削減に向けた消費者の行動変容を促進するとともに、食品ロス削減や孤独孤立対策に資するフードドライブを地方公共団体等と連携して推進、横展開を行う。
- ③ 食品リサイクル法の見直し（R1.7月）を踏まえ、特に外食分野等での食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス・廃棄物の削減の推進

- 食品ロス削減推進計画策定支援及び先進的な食品ロス削減の取組の普及展開
- 食品ロス削減対策マニュアルの改訂等
- 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

2. 食品ロス半減に向けた行動変容の促進

- mottECO導入モデル事業
- 食品ロスポータルサイトの拡充
- 食品ロス削減のためのフードドライブ実施支援及び普及展開

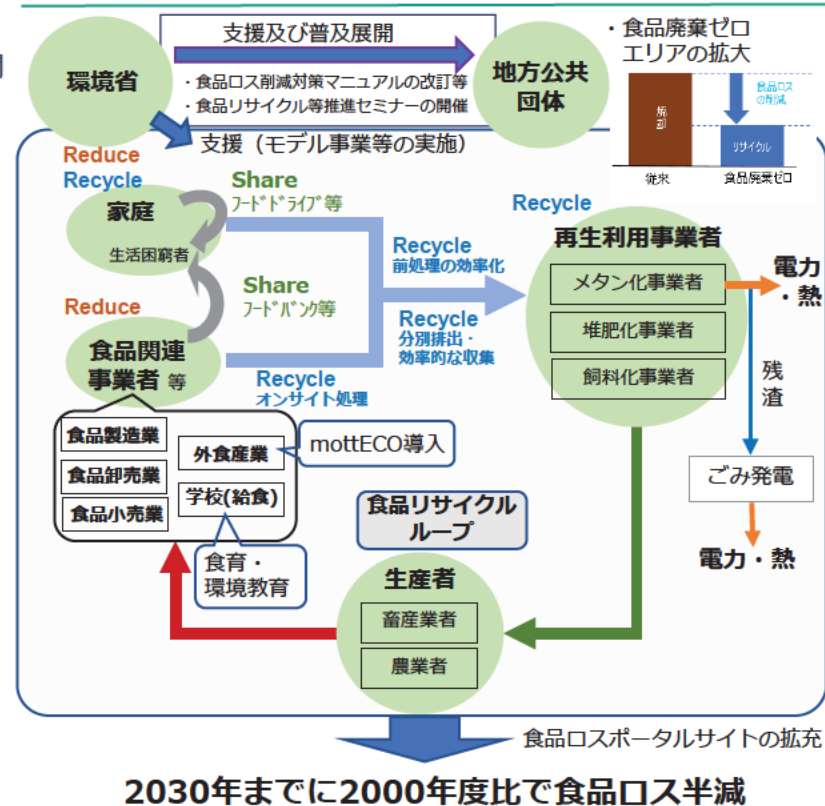
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R推進事業

- 効率的な食品リサイクルに係るモデル事業
- 食品リサイクル法に基づく、登録再生利用事業者及び再生利用事業計画認定の促進に関する検討
- 地方公共団体支援のための食品リサイクル等推進セミナーの開催
- 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業
■請負先	民間事業者・団体
■実施期間	平成19年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

孤独・孤立対策に関する防衛省・自衛隊における取り組み

1 カウンセリング態勢の充実（人材育成等の支援）（令和4年度概算要求額：約0.8億円）

- 防衛省・自衛隊内でメンタルヘルスに関する専門的な知識を有する人材を育成し、そうした人材を部隊等へ配置することにより、カウンセリング態勢の充実を図る。

2 カウンセリング態勢の充実（その他）（令和4年度概算要求額：約1.1億円）

- 定期的に部外の臨床心理士やカウンセラーを部隊等に招へいし、防衛省・自衛隊におけるカウンセリング態勢の充実を図る。

3 メンタルヘルス教育の実施（令和4年度概算要求額：約0.1億円）

- 自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出ることができないとの部外の専門家からの指摘を受け、苦しい時に援助を求めることができる人ほど自己管理能力が高いということを認識させる教育を実施。

4 SNS（LINE）を活用した相談窓口の設置（令和4年度概算要求額：約0.1億円）

- スマートフォンの普及に伴い、特に若年隊員に対し、SNSを活用した相談体制を構築することが有効であると考えられることから、SNS（LINE）による相談窓口を設置することにより、隊員の抱える悩みの深刻化を未然に防止する。